

景観計画重点地区（北彩都あさひかわ地区）の景観形成方針チェックリスト

地区全体

項目	景観形成方針	チェック欄	説明欄
建築物・工作物の形態意匠	建築物は適度な分節化を図り、圧迫感の少ない形態となるよう工夫する。また、広場・中庭・通り抜け道を確保するなどの工夫により界限性の高い建築計画に努める。		
	外壁は街並みの調和に配慮するとともに、可能な限り自然素材(木材・石材など)や伝統素材(レンガなど)の活用に努める。その他の素材を選択する場合は、耐久性に優れ汚れが目立たない素材を採用する。		
	建築設備は道路の歩道から機器類が見えないようにするとともに、高架の車窓からの見え方にも配慮する。		
	屋外階段は道路の歩道から見えない位置に設けるなどして、街並みの連続性に配慮する。		
	遠くの山並みや忠別川さらには駅や鉄道高架などの周辺環境を眺めながら楽しむことのできる空間利用に努める。		
建築物・工作物の色彩	カラーガイド旭川に基づき、雪景色や緑が映え街並みに連続性が感じられるような色彩を選択し、周辺の建築物や工作物との調和を図る。		
施設駐車場 施設駐輪場	建築物本体と連続性に配慮するとともに、歩行者の目線に近い部分での緑化を図るなどして、道路の歩道からの見え方に配慮する。		
付帯物	自動販売機は沿道に向けて設置する場合建築物と一体化して設置することとし、色彩は低彩度のものを採用し周辺環境との調和を図る。		
	窓面利用広告物は、建築物2階部分より上部の窓面を利用した掲出はしない。		
	ライトアップを行う場合は、歩行者等に不快なまぶしさを感じさせないよう照明器具の種類や設置位置に配慮する。		
緑化・敷地管理	壁面後退部では緑化に努め、緑豊かな景観を創出する。		
	建築物及び敷地内の美観向上のため、壁面後退部以外の敷地においても緑化スペースを確保する。また、敷地内駐車場においても緑化に努める。		
	屋外駐車場は沿道に面する配置は控えることとし、やむを得ず配置する場合は緑化などを行い、道路の歩道からの見え方に配慮する。		
	道路への駐車場出入口は、集約化に努める。		
その他	ゴミ置き場は、道路の歩道を歩く人に意識させない配慮をする。		

賑わい景観誘導地区

項目	景観形成方針	チェック欄	説明欄
建築物・工作物の形態意匠	建築物の壁面は道路境界線に揃えることとし、低層部では街を歩く人が楽しめるように、店舗・飲食店などで明るく開放的な賑わいの演出に努める。		
	ショーウィンドウ内の照明の点灯や中の様子が垣間見られるようなシャッターの設置など、閉店後の賑わい感にも配慮する。		
	外壁はレンガ造建物と調和する街並みを形成するため、全部若しくは一部にレンガを採用する。(区画道路NO2、宮前通沿道)		
付帯物	日除けテントやパラソルを設置する場合は、通りの統一感に配慮した形を採用し、色彩・素材は統一する。		
緑化・敷地管理	壁面後退部では、まちの賑わいの創出に配慮した利用を図る。		

緑景観創出地区

項目	景観形成方針	チェック欄	説明欄
緑化・敷地管理	緑の中で落ち着いて佇むことのできるスペースを確保する。(シビックコア地区・宮前公園・忠別川リバーフロント地区)		
	地域の特徴となっている地形は、出来る限り改変を少なくし従来の地形を活かす。(シビックコア地区・テーマ地区・宮前公園)		
	敷地内法面については積極的に緑化するとともに、道路の街路樹にあわせて敷地内沿道側の緑化を図り、緑の多い街並みを形成する。		

景観計画重点地区（北彩都あさひかわ地区）の行為の制限チェックリスト

地区全体(建築物)

項目	景観形成方針	チェック欄	説明欄
色彩	基調色には、高・中明度(概ね4～8程度)、低彩度(概ね3以下)を使用することとする。但し、レンガや石などの素材を使用する場合、この限りではない。		
	高彩度色についてはアクセントとして使用し、建物本体の基調色としては使用しない。		
建築設備	道路の歩道から見えないように配置するか、ルーバー等の設置や建築物本体に取り込む。		
施設駐輪場 施設駐車場	外壁のない施設駐輪場・施設駐車場は、道路の歩道から見える部分において、ルーバー等の設置や植栽などにより、車や自転車が剥きだしにならないようにする。		
屋外階段	道路の歩道から見えないように設けるか、骨組みが露出しないようルーバー等を設置する。		
緑化	敷地内は、周辺と調和する樹種等で緑化する。		
ライトアップ	歩行者等に不快なまぶしさを感じさせないよう照明器具の種類や設置位置に配慮する。		

地区全体(工作物)

項目	景観形成方針	チェック欄	説明欄
色彩	工作物の色彩は法令等で定められたもの以外、基調色の彩度を抑えることとする。		
緑化	工作物設置のための樹木の伐採は必要最小限とする。		
ライトアップ	歩行者等に不快なまぶしさを感じさせないよう、照明器具の種類や設置位置に配慮する。		

賑わい景観誘導地区

項目	景観形成方針	チェック欄	説明欄
建築物の位置及び低層部	建築物の壁面の一部又は全部を地区整備計画における壁面の位置の制限に定める道路境界線までの距離の最低限度に揃えることとし、低層部は明るく開放的な意匠とする。		
	日除けテントを設ける場合は、素材については布地(耐候性・つや消し)とし、色彩はダークグリーン(マンセル値で概ね2.5 G3/4)とする。		
建築物の外壁	外壁の一部又は全部にレンガを使用することとし、レンガの色彩は既存レンガ造建物と同じ赤系とする。(区画道路NO2、宮前通沿道のみ)		